

● 1 構成機器

- (1) 空中線、漏洩同軸ケーブル、接続端子、増幅器、混合器及び分配器等の構成機器は、保守点検が容易で、かつ、次に掲げる火災による被害の少ない場所に設けること。ただし、同等の効果のある措置をする場合は、この限りでない。★
- ア 床、壁及び天井が不燃材料で造られ、開口部に常時閉鎖の防火設備を設けた区画
- イ 不燃材料で区画された天井裏
- ウ 耐火性能を有するパイプシャフト等
- エ 特別避難階段（附室を含む。）又は避難階段室内
- (2) 腐食による機能に異常が生じるおそれのある部分には、十分な防食措置をすること。☆
- (3) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じない措置をすること。★
- (4) 各機器の接続部で雨水等がかかるおそれのある部分は、十分な防水措置をすること。★

● 2 共用できる用途

- 原則として消防隊専用とするが、次の用途に用いるもので共用器を設けて相互に無線通信に影響のない措置をとった場合については、共用できるものであること。
- (1) 警察用の無線通信 ☆
- (2) 防災管理用の無線通信 ☆
- (3) 携帯電話等で、上記(1)及び(2)の用途に使用するもので、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）で認める無線通信又は有線通信 ☆

● 3 使用周波数帯 ★

使用周波数帯は、260MHz 帯デジタル方式とすること。

● 4 接続端子の設置場所

- 接続端子は、規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか地上で指揮隊が有効に活動でき、かつ、消防隊の活動に支障とならない次のいずれかの場所に設けること。
- (1) 防災センター ★
- (2) 消防車両が容易に接近できる当該地下への出入口付近で、当該地下で発生した火災による煙の影響を受けない場所
- (3) 上記●2 の規定により設ける共用する接続端子から 5m 以上の離隔をとること。☆
- (4) 上記(2)に設ける場合にあっては、一の出入口から他の出入口までの歩行距離（◇消火器具●5 設置単位等(2)参照）が 300m 以上となる場合は、偏ることなく接続端子を 2 箇所以上設けること。☆

● 5 接続端子

- 接続端子は、規則第 31 条の 2 の 2 第 8 号の規定によるほか次によること。
- (1) 接続端子は、保護箱内に設けること。★
- (2) 接続端子は、●9(4)の延長ケーブルを接続できるものとし、無反射終端抵抗及び保護のためのキャップを取り付けておくこと。ただし、延長ケーブルを常時接続するものは、この限りでない。☆

● 6 空中線

- (1) 一の周波数で使用するものは、使用周波数において電圧定在波比が 1.5 以下であること。☆
- (2) 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用すること。☆
- (3) 利得は、標準ダイポールに比して -1dB 以上であること。☆
- (4) 垂直偏波で水平面無指向性であること。☆

● 7 混合器（共用器）、分配器等

混合器（共用器）及び分配器等の機器は、規則第 31 条の 2 の 2 の規定によるほか次によること

- (1) 混合器（共用器）感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものであること。
- (2) 混合器の入力端子相互間の結合は、無線機の機能に支障のない程度の減衰性能を有すること。
- (3) 分配器は、入力端子に加えた信号を 2 以上に分配するもので、方向性のないものであること。
- (4) 厚さ 0.8mm 以上の鋼板製又はこれと同等の強度を有する箱内に設けること。☆
- (5) 保守点検に便利な火災による被害のおそれの少ない場所に設けること。☆

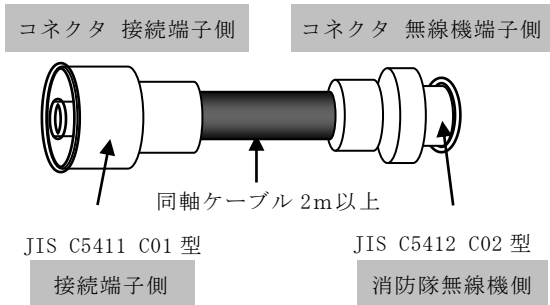
● 8 漏洩同軸ケーブル

漏洩同軸ケーブルは、規則第 31 条の 2 の 2 の規定によるほか次によること。

- (1) 規則第 31 条の 2 の 2 第 3 号の「難燃性を有し」とは、火災の際に延焼の媒体とならない自己消火性を有することをいう。
- (2) 規則第 31 条の 2 の 2 第 4 号の「耐熱性を有する」とは、漏洩同軸ケーブルを珪藻土などで巻くか、又は仕上げを不燃材料とした天井裏に設置して耐火性を持たせることをいう。☆
- なお、漏洩同軸ケーブルを JIS A1304 による 1/2 耐久曲線に沿って 30 分以上加熱した場合、機能に異常ないものは、これと同等のものとして取扱えるものであること。

● 9 保護箱

- (1) 防滴性能を有する厚さ 1.6mm 以上の鋼板製又はこれと同等の防火・防滴性能を有する保護箱内に設けること。☆
- (2) 保護箱には、容易に開閉できる操作に支障のない大きさの扉を設けること。なお、屋外に設けるものにあつては、施錠できるものであること。☆
- (3) 上記(2)の施錠に用いる鍵は、消防隊に必要な数を用意すること。
- (4) 保護箱内には、消防隊の無線機と接続端子を接続する 2m 以上の可撓性を有する延長用の同軸ケーブル（次図参照）を収納しておくか、当該延長ケーブルを常時接続端子に接続しておくこと。☆



- (5) 保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力、使用できる周波数帯、増幅器の有無、非常電源の使用可能時間（増幅器を設ける場合に限る。）を明記すること。☆
- (6) 保護箱の扉には、20 cm×30 cm 以上の大きさと赤地に白文字の「無線機接続端子（消防隊専用）」と表示する標識を設けること。★

